生徒心得

1 校内生活

- ・学校には、貴重品、多額の金銭、学用品以外の無用な物品は携行しないこと。
- ・学校へ登校後は、無断で校外へ出ないこと。外出しなければならない場合は、クラス担任に申し出て許可を得ること。
- ・スマートフォン(以下、スマホ)の校内持込は、入学後に申請書を提出すること。
- ・スマホの取り扱いについては、申請書に記載された遵守事項を守ること。
- ・校内および登下校中の政治活動はしないこと。
- ・生徒同士での営業行為、取引行為、それらの勧誘または関連する迷惑行為を行わないこと。

2 登校•下校

- · 登校時間 8 時 1 5 分
- ・下校時間 18時(自習生徒18時30分、部活動生20時完全下校)
- ・登下校の途中に、無用の場所に立ち寄らないこと。

3 服装•頭髮

• 制服

男女共通 5月と10月は制服移行期間とする。

男子制服 学校指定の学生服とする。

女子制服 学校指定のセーラータイプの制服または、ジャケットタイプの制服を

選択すること。

・ベルト

男子

黒・紺・茶を基調とする標準的なものとする。

女子
セーラータイプは、指定のベルトを使用すること。

ジャケットタイプは、黒・紺・茶を基調とする標準的なものとする。

・ 襟章、バッジ

男子 学生服(冬用)は、左襟に Miyako バッジ、右襟に学年章をつけること。

女子 セーラータイプ(冬用)は、左胸に校章、胸中央に Miyako バッジ、右胸に

学年章をつけること。

ジャケットタイプは、左胸ポケットに校章、学年章をつけること。

・防寒、防暑 防寒着、マフラー、手袋、アームカバー等は着用できる。

教室掲示を参考にすること。

・靴 色の規定は設けない。

形および大きさに関しては、下足ロッカーに収納できるもの。

TPOに合ったものを自らで判断すること。

・上履き 上履きは学校指定とする。

・鞄 鞄は安全面、健康面、機能面、防犯面を考慮して購入すること。

• 頭髮

男子 前の髪は眉、横の髪は耳、後ろの髪は襟にかからないようにすること。

部分的に極端な刈り込みなど不自然な髪型はしないこと。

女子 前髪は眉にかからないようにし、襟より長くなる後髪は結ぶこと。

意図的に髪をカールすることは不可。

髪を整えるためのヘアピン、ヘア止め (5 cm 未満程度の小型に限る) および、 髪を結うゴム類の色は黒、紺、茶とする。

- ・眉毛は自然な状態を保つこと。
- ・爪は、自然で安全・清潔に短く切ること。
- ・整形することは禁止とする。 (ピアスなども含む)

身体上、医師の診断がある特別な場合は、事前に担任へ届け、確認を受けること。

- ・装飾品等は身につけないこと。
- ・リップクリームは、化粧品の類いや色つきのものはしないこと。

4 交友関係

- ・相互に人格や多様性を尊重し、豊かな人間関係をつくること。
- ・人間関係を築く上では、礼節をまもり、良識ある関係を保つこと。
- ・金銭や物品の貸借はしないこと。

5 校外活動

- ・帰宅時間が遅くなる場合は、家庭に連絡すること。
- ・外出する場合は、行き先・帰宅時間を家庭に連絡すること。
- ・高校生として好ましくない場所に出入りしないこと。
- ・深夜徘徊や無断外泊はしないこと。
- ・日常から防犯意識を持って行動し、緊急を要する事件や事故が起こった場合は、関係機関へ 速やかに連絡し、可能な限り早く学校へも連絡すること。
- アルバイトは原則として禁止である。

諸事情により、アルバイト許可を申請する場合、奨学金等の可能な限りの対応をしておくこと。

6 通学·交通関係

【自転車】

・学校までの自転車通学は許可制である。

原則、学校から半径1km以遠の住所とする。

入学直後については別途指示をするまでの間は自転車通学を可とする。

校内では、指定された場所に整頓して駐輪し、施錠すること。

自転車通学が許可された場合は、指定のステッカーを貼付すること。

通学に限らず、日頃から自転車を使用する時は、交通法規を遵守すること。

【電車】

・公共交通機関や公共施設における利用マナーを遵守し、違反乗車はしないこと。

【原動機付自転車】

• 免許取得

在学中の運転免許は原則として禁止とする。

やむを得ず免許を申請するとき(最寄りの駅までの片道距離が7km以上)は、

所定の手続をし、許可を受けること。

許可されるのは、最寄りの駅までであり、学校までの通学・乗り入れは許可しない。

排気量が50cc以下のスクータータイプで標準装備(改造などが無い)に限る。 原付自転車は、通学目的以外に使用しないこと。

【普通車】

• 免許取得

在学中の運転免許は原則として禁止とする。 進路が決定し、進路上、免許が必要であると判断された場合には許可する。 許可申請手続きをすること。

7 懲戒

学校教育法および学校教育法施行規則の定めるところにより、校長は生徒に懲戒を加えることができる。懲戒の種類は、退学、停学、訓戒である。下に懲戒を受ける場合の概目を示す。

- (1) 法令や法規に違反したもの
- (2) 不正行為をしたもの
- (3) 故意に公共物を破壊したもの
- (4) いじめ、暴行、脅迫したもの
- (5) 正常な交際を逸脱し、風紀を乱したもの
- (6) 高校の秩序を乱し、生徒としての本分に反したもの